



## 質問

### 破産に伴って免責された債権を特定承継人行使することはできますか。

(相談概要)

ある区分所有者が自己破産をし、破産手続開始決定以前の滞納管理費について免責されました。その後、この住戸は競売にかけられ競落人が新区分所有者となりましたが、このとき、前区分所有者に対して免責となった滞納管理費について、新区分所有者に請求できるでしょうか。



## 回答

破産による免責は、破産債権に関して破産者がその責任を免れるものであり、破産債権者が破産者と共に債務を負担する者に対して有する権利に影響を及ぼさないとされています(破産法第253条)。免責によって債権そのものが消滅するものではないと考えられるため、区分所有法第8条により、特定承継人に対してこれを行うことはできると考えられます。

#### 【参考】破産法

第253条 免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。ただし、次に掲げる請求権については、この限りでない。

- 一 租税等の請求権
  - 二 破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権
  - 三 破産者が故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権(前号に掲げる請求権を除く。)
  - 四 次に掲げる義務に係る請求権
    - イ 民法第752条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務
    - ロ 民法第760条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務
    - ハ 民法第766条(同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。)の規定による子の監護に関する義務
    - ニ 民法第877条から第880条までの規定による扶養の義務
    - ホ イからニまでに掲げる義務に類する義務であって、契約に基づくもの
  - 五 雇用関係に基づいて生じた使用人の請求権及び使用人の預り金の返還請求権
  - 六 破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった請求権(当該破産者について破産手続開始の決定があったことを知っていた者の有する請求権を除く。)
  - 七 罰金等の請求権
- 2 免責許可の決定は、破産債権者が破産者の保証人その他破産者と共に債務を負担する者に対して有する権利及び破産者以外の者が破産債権者のために供した担保に影響を及ぼさない。
- 3 免責許可の決定が確定した場合において、破産債権者表があるときは、裁判所書記官は、これに免責許可の決定が確定した旨を記載しなければならない。

#### <ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。